

工事における現場環境改善費の試行要領（農業農村整備事業）

第1条 目的

本要領は、公共工事の円滑な執行を図るべく、地域との連携の下に行う工事の現場環境改善費の算定について、必要な事項を定めることにより、当該工事の適正な積算に資することを目的とする。

第2条 現場環境改善費による実施内容

別表のとおり

第3条 適用の範囲

原則、全ての屋外工事を対象とする。ただし、施設機械工事（電気通信設備工事、鋼橋架設工事は除く）、建築工事及び実施困難又は効果が期待できない工事については、対象外とすることができる。

＊実施が困難な工事例…災害復旧工事、維持修繕工事等

＊効果が期待できない工事例…工期が1ヶ月未満など工期の短い工事等

第4条 発注形式

工事の発注は以下によるものとする。また標準的な内容を特記仕様書に明示するものとし、別添特記仕様書を参考にするものとする。

① 発注者指定型（当初設計金額が7千万円以上の工事）

当初設計から現場環境改善費率を計上し、発注者が現場環境改善費の内容の実施を指定する工事

② 受注者希望型（当初設計金額が7千万円未満の工事）

当初設計では現場環境改善費率を計上せず、契約後、請負者の発議により現場環境改善費の内容を実施する工事

第5条 試行方法

当初設計金額が7千万円以上の工事は、発注者指定型とし現場環境改善費を当初設計で計上するものとする。ただし、実施が困難と判断される場合は、契約後の協議により実施しないことができる。この場合、変更契約で減額する。

当初設計金額が7千万円未満の工事は、請負者が実施を希望した場合は、契約後の協議により受注者希望型として実施することができる。この場合、協議は施工計

画書提出前に行うこととし、変更契約の対象とする。

第6条 積算方法

積算方法は以下のとおりとする。

$$K = i \cdot P_i + \alpha$$

K : 現場環境改善費 (単位: 円、1000 円未満切り捨て)

i : 現場環境改善費率 (単位: %、小数第3位四捨五入2位止め)

P_i: 対象額 (単位: 円: 直接工事費 (処分費等を除く) + 支給品費 + 官貸額)

α : 積上げ計上分 (単位: 円、1000 円未満切り捨て)

対象額: P _i	現場環境改善費率: i (%)	
直接工事費 (処分費等を除く) + 支給品費 + 官貸額	5 億円以下の場合	504.2 × P _i ^{-0.3533}
	5 億円を超える場合	0.43

現場環境改善費率で計上されるものは、別表の実施する内容のうち、各計上項目 (現場環境改善のうち仮設備関係、営繕関係、安全関係及び地域連携) ごとに1内容ずつ (ただし、いずれか1項目のみ2内容) の合計5つの内容を基本とした費用である。

現場の熱中症対策・防寒対策に関する施設及び設備の費用については、対策の妥当性を確認の上、積上げ計上を行う。なお、積上げ計上する場合は、現場管理費に計上される作業員個人の費用と重複がないことを確認し、率で計上される額の50%を上限とする。

費用が巨額となるため現場環境改善費率で計上することが適当でないと判断されるものは、実施内容を設計図書に明示するとともに、その費用を「物価資料」、見積り等を参考に適切に計上するものとする。

なお、現場環境改善費率は現場環境改善費の各費目を1本化した全体での率であり、現場環境改善費に関する費用の総額は5億円を限度とする。

第7条 実施計画及び確認方法

- (1) 請負者は、現場環境改善費で実施する具体的な実施内容、実施期間を施工計画書に記載して監督員に提出すること。
- (2) 請負者は、工事完成時に現場環境改善費の実施状況が分かる写真等を監督員に提出すること。

附則

この要領は、令和 5 年 5 月 3 1 日から施行する。

この要領は、令和 6 年 5 月 1 日から施行する。

この要領は、令和 7 年 5 月 1 日から施行する。

【別表】

計上項目	実施する内容（率計上分）
1 仮設備関係	(1) 用水・電力等の供給設備 (2) 緑化・花壇 (3) ライトアップ施設 (4) 見学路及び椅子の設置 (5) 昇降設備の充実 (6) 環境負荷の低減
2 営繕関係	(1) 現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） (2) 労働者宿舍の快適化 (3) デザインボックス（交通誘導警備員待機室） (4) 現場休憩所の快適化 (5) 健康関連設備及び厚生施設の充実等
3 安全関係	(1) 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） (2) 盗難防止対策（警報器等） [削る]
4 地域連携	(1) 地域対策費（農家との調整、地域行事等の経費を含む） (2) 完成予想図 (3) 工法説明図 (4) 工事工程表 (5) デザイン工事看板（各工事PR看板含む） (6) 見学会等の開催（イベント等の実施含む） (7) 見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 (8) パンフレット・工法説明ビデオ (9) 社会貢献